

重要事項説明書

この重要事項説明書は、「広島市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 79 条の規定」に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所名称	株式会社 ホロン
代表者氏名	代表取締役 古屋 裕一
本社所在地	広島県広島市中区袋町 4-3
連絡先	TEL 082-244-6475 FAX 082-244-6484
法人設立年月日	1991 年 3 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションすずらん中央 訪問看護ステーションすずらん中央サテライト
介護保険指定事業所番号	3460291911
事業所所在地	【中央】 広島県広島市中区十日市町 1-6-18 【サテライト】 広島市佐伯区千同 1-14-25
連絡先	【中央】 TEL 082-299-0543 FAX 082-299-0609 【サテライト】 TEL 082-299-1236 FAX 082-299-1650
管理者	井上 博美
事業所の通常の事業の実施地域	広島市中区・東区・西区・南区（似島町を除く）・安佐南区・佐伯区 安芸区・安芸郡海田町・廿日市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ホロンが設置する訪問看護ステーションすずらん中央（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意思を尊重し、適切な看護を提供できるよう努める。 関係市町村、介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員、ケアスタッフと綿密な連携を図り、充実した看護を提供できるよう努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日の営業日とする。土曜日・日曜日・年末年始・お盆・GW・国民の祝日の訪問は要相談とする。
営業時間	9時から18時までとする。但し、営業時間外の定期訪問は要相談とする。

(4) 事業所の職員体制と職務内容

職員	員数	職務の内容
管理者	1 名	所属機関の指揮監督をするとともに、利用者の主治医及び関係機関と連携を図り適切な事業の運営が行われるように統括する。
看護職員	名	訪問看護計画及び報告書を作成し、看護業務を行う。
理学療法士	名	訪問看護計画及び報告書を作成し、リハビリ業務を行う。
事務職員	名	訪問看護事業所の運営上必要な事務処理を行う。

※看護師：常勤換算 2.5 以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護契約の作成	主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い。援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) 療養上の世話 清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア (2) 診療の補助 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置 (3) リハビリテーション (4) 家族の支援 家族への療養上の相談・指導、家族の健康管理

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料

●保険単位と基本療養費（地域区分単価） 1 単位＝10.70 円（5 等級）端数切捨て

サービス内容		単位数	
		要介護	要支援
訪問看護費 1	20 分未満 ・ 24 時間体制があること ・ 週 1 回は 20 分以上の訪問が必要	314	303
訪問看護費 2	30 分未満	471	451
訪問看護費 3	30 分以上 60 分未満	823	794

訪問看護費 4	60 分以上 90 分未満	1128	1090
理学療法士等	1 回 20 分以上（週 6 回まで）	294	284
特別管理加算Ⅰ （適用項目に○）	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導 管理または、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態	500	500
特別管理加算Ⅱ （適用項目に○）	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分（7）栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態	250	250
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算Ⅰ 緊急時訪問看護加算Ⅱ	600/月 574/月	600/月 574/月
ターミナルケア加算	要介護者のみ	2500	
初回加算Ⅰ	新規の利用者で、退院当日に訪問看護を実施した場合	350/月	350/月
初回加算Ⅱ	Ⅰに該当しない場合	300/月	300/月
退院時共同指導加算	特別管理加算対象者は月 2 回まで	600/回	600/回
複数名訪問看護加算Ⅰ	看護師等 30 分未満（30 分以上）	254 (402)	254 (402)
複数名訪問看護加算Ⅱ	看護補助者 30 分未満（30 分以上）	201 (317)	201 (317)
長時間訪問看護加算	90 分超え※特別管理加算対象者のみ	300	300
早朝加算	6 時～8 時	基本単位の 25%増	
夜間加算	18 時～22 時	基本単位の 25%増	
深夜加算	22 時～6 時	基本単位の 50%増	
口腔連携強化加算	1 月に 1 回に限り算定可能	50/月	
保険外料金			
受診同行	一律（交通費は別途）	3000 円	
保険外看護	30 分未満（1 回につき）	5000 円	
	60 分未満（1 回につき）	10000 円	
	60 分以上 30 分増すごと	5000 円	
エンゼルケア	死後清拭・エンゼルメイクなど	15000 円	

<加算について>

初回加算：新規に訪問看護計画書を作成したときに算定します。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設等に入居中または入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が入院・入所機関の主治医・看護師等と連携して、在宅療養における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定します。

緊急時訪問看護加算：24 時間いつでも看護師への電話連絡が可能で、必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。計画外の緊急訪問を行った場合には所要時間に応じた所定単位数を算定します。1 月のうちに 2 回目以降に、早朝・夜間・深夜に訪問した場合には加算がつきます。

※事業所が「緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整

備」を行っている場合、「緊急時訪問看護加算Ⅰ」を算定させていただきます。

ターミナルケア加算：ご自宅で週末期を過ごしたいとお考えの方に、少しでも安心して安楽にお過ごしいただけるように、訪問看護の体制・多職種連携を強化しお手伝いいたします。死亡日を含む 14 日間以内に 2 日以上訪問看護を実施していることが要件になっています。

複数名訪問看護加算：以下①～③の対象となる利用者の方の同意を得て算定します。

- ① 利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合。

口腔連携強化加算：訪問看護師が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果の情報共有をした場合に算定します。

4 その他の費用

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、路程 1 km 20 円を請求いたします。
サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
キャンセル料金	いたしません。 サービスの中止・変更される場合はすみやかにご連絡ください。

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降に利用者宛にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	ア 利用請求明細書の内容を確認の上、所定の日に自動口座振替又は現金にてお支払いをお願いします。 (広島銀行の場合：翌月末日、広島銀行以外の場合：翌月 27 日) イ 利用請求明細書とともに、領収書をお渡しします。 再発行はできませんので大切に保管してください。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	井上 博美
	イ 連絡先電話番号	082-299-0543
	同 FAX 番号	082-299-0609
	ウ 受付日及び受付時間	平日 9 時～18 時

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が

行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日目にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 井上 博美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を実施します。
- (7) 虐待の防止のための指針を作成します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サ

	ービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ せん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文 書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の 家族の個人情報を用いませ ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含ま れる記録物（髪によるものの他、電磁的記録を含む。）に ついては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分 の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じ てその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、 追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行 い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものと します。
--	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県市町村、利用者の家族、利用者
に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます、
また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の窓口】 広島市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町 1-6-34 電話番号 082-504-2183 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
---	---

【損害賠償】

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	身体障害、財物破損、人格権侵害、被害者治療費

12 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族がハラスメント行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント）があった場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を

通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況などの把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を実施します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下記に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①苦情の受付
- ②苦情原因（事実）の把握
- ③関係機関への連絡
- ④検討会の開催
- ⑤改善の実施

⑥再発防止

【苦情申立の窓口】

窓口	電話番号
【事業所】 <u>訪問看護ステーションすずらん中央</u> 担当者名 井上博美 所在地：広島市中区十日市町 1-6-18 受付日：月曜日～金曜日 受付時間：9：00～18：00	082-299-0543
【市町村】 <u>広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課</u> 所在地：広島市中区国泰寺 1-6-34 <u>広島市中区厚生部福祉課高齢介護係</u> 所在地：広島市中区大手町 4-1-1 <u>広島市東区厚生部福祉課高齢介護係</u> 所在地：広島市東区東蟹屋町 9-34 <u>広島市南区厚生部福祉課高齢介護係</u> 所在地：広島市南区皆実町 1-4-46 <u>広島市西区厚生部福祉課高齢介護係</u> 所在地：広島市西区福島町 2-24-1 <u>広島市安佐南区厚生部福祉課高齢介護係</u> 所在地：広島市安佐南区中須 1-38-13	082-504-2183 082-504-2478 082-568-7732 082-250-4138 082-294-6585 082-831-4943
【公的団体】 <u>広島県国民健康保険団体連合会</u> 所在地：広島市中区東白島町 19-49 国保会館 受付日：月曜日～金曜日 受付時間：8：30～17：15	082-554-0783

20 社会情勢及び天災に伴うサービス変更について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2) (1) により事業所の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。